

高齢者タクシー料金助成利用券について

高齢者の社会参加の促進及び家族の介護負担の軽減を図るため、タクシーを利用した際の乗車料金の一部を助成します。下記の要件を満たす方にはタクシー利用券を交付しますのでお申込みください。

※すでに交付を受けている方は除きます。



1 対象者

碧南市内に住所を有する65歳以上の在宅の方で、次の①②のいずれにも該当する方

- ① 市民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方
- ② 要支援認定者または要介護認定者

上記に該当していても以下の方は対象になりません。

- ・福祉タクシー料金助成の対象の方（身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定またはB判定、精神保健福祉手帳1級または2級を所持）
- ・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設などに入所等している方

2 助成内容

タクシー乗車料金に対し、1枚につき700円まで助成できる利用券を交付します。

3 交付枚数

1月当たり2枚（毎年7月を基準とし、1年間で最大24枚交付。申請月分から対象）※毎年7月に更新申請が必要です。

申請月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚数	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚

4 申請方法

申請書に必要事項を記入し、申請に必要な物を添えた上で、高齢介護課高齢福祉係の窓口（1階8番）へ申請してください。

5 申請に必要な物

- ・対象者の方の介護保険被保険者証
- ・窓口へお越しになる方の本人確認証（運転免許証等）
- ・委任状（対象者と窓口へお越しになる方が別世帯の場合のみ）

6 利用方法

- ・ご利用の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき2枚まで使うことができます（おつりができません）。
- ・利用できるのは本人のみです（付き添い者の同乗は可）。
- ・交付する「タクシー券綴り」に記載の事業者で利用できます。

7 対象要件に当てはまらなくなった場合

未使用の利用券を添えて、辞退（受給資格喪失）届出書を提出していただきます。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなど施設に入所した場合。
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合 など。

（問合せ先 碧南市役所高齢介護課高齢福祉係 電話番号 0566-95-9888）

【利用対象タクシー会社】令和7年3月1日現在

	事業所名	電話番号	所在地
	＜一般タクシー＞		
1	三光陸運(株)	41-0690	碧南市須磨町
2	愛知みどり交通(株)	41-2424	碧南市久沓町
3	(株)エクスプレス・サービス	74-6677	安城市篠目町
4	刈谷交通(株)	21-4503	刈谷市東陽町
5	大興タクシー(株)	21-3418	刈谷市神田町
6	名鉄タクシー	(0570)010-252	西尾市鵜ヶ池町
7	名鉄知多タクシー(株)	(0569)37-1112	半田市南末広町
	＜介護タクシー＞		
1	ほほえみケア輸送	41-6262	碧南市幸町
2	福祉タクシーたまるや	42-9247	碧南市坂口町
3	こうしん介護タクシー	(0120)47-1148	刈谷市東新町
4	介護福祉タクシーこうえい	0800-200-7400	高浜市碧海町
5	介護タクシーカルカル	(080)9493-2991	岡崎市宇頭町
6	リフト付介護タクシー 福祉の足	(0562)92-4886	豊明市二村台
7	ニコニコ介護タクシー	(080)9732-2525	刈谷市広小路
8	あらかわさん家の福祉タクシー	(080)5253-0294	西尾市下町
9	介護タクシーみらい	(0562)47-4165	大府市江端町
10	介護タクシー豊心～信～	(070)8519-2479	半田市花田町
11	ヘルパーステーション kakehashi	(0563)65-0507	西尾市羽塚町
12	サボテン介護タクシー	070-4729-0207	常滑市広目
13	テイクケア安城	(0566)74-0521	安城市古井町
14	介護タクシーさくら	0120-396-015	半田市新居町